

千葉県告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定により、次の事業所を指定障害福祉サービス事業所として指定したので、同法第51条第1項の規定により告示します。

平成31年2月22日

千葉市長 熊谷俊人

事業所の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定障害福祉サービスの種類	定員
就労定着支援事業所 ウェルビー千葉駅前第2センター 千葉県千葉市中央区弁天1-1-5 中村ビル3階	ウェルビー株式会社 東京都中央区銀座2丁目3番6号 大田 誠	平成31年 3月1日	1210103881	就労定着支援	—